

軽井沢町追分エリアまち並み景観整備事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、追分宿にふさわしいまち並み景観の形成を図るため、予算の範囲内において、建築物等の所有者が行うまち並み景観の整備に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (2) 工作物等 土地又は建築物に定着し、又は継続して設置される物のうち、建築物以外のものをいう。
- (3) 対象地 町道追分村中線（1－65号線）に接する土地をいう。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象地に存する建築物又は工作物等（以下「建築物等」という。）の所有者（新築にあっては、対象地において建築物等を所有することができる権利を有する者）であること。
- (2) 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める者が町税並びに水道料金及び下水道使用料（農業集落排水施設使用料を含む。）を滞納していないこと。

ア 個人 その属する世帯の全ての世帯員

イ 法人 当該法人及びその代表者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業（第8条の規定による申請をした日が属する年度の末日までに完了するものに限る。）であって、追分エリアデザインガイドライン（令和5年追分エリアデザイン協議会策定）に適合するものとする。

- (1) 対象地における建築物の新築
- (2) 対象地に存する建築物の外観に係る増築、改築、修繕若しくは模様替又は外観の変更
- (3) 対象地における町道追分村中線（１－65号線）に面する工作物等に係る次の事業
 - ア 行灯の設置又は修繕
 - イ いけがき又は植栽の整備
 - ウ 沿道の景観を阻害している建築設備の除去若しくは移設又はこれに対する目隠しの設置

2 前項の規定にかかわらず、軽井沢町の自然保護対策要綱（昭和47年輕井沢町告示第13号）に適合しない事業又は町道追分村中線（１－65号線）の沿道まち並み景観の向上に資するものと認められない事業は、補助金の交付の対象としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、前条第1項に掲げる事業に係る工事費（建築物にあっては、その外観に係るものに限る。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第1項第1号及び第2号に掲げる事業 100万円
- (2) 第4条第1項第3号に掲げる事業 20万円

（補助金の交付の回数）

第7条 補助金の交付の回数は、同一の対象地について、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める期間につき1回とする。

- (1) 第4条第1項第1号及び第2号に掲げる事業 10年
- (2) 第4条第1項第3号に掲げる事業 5年

（交付申請等）

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、追分エリアまち並み景観整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添え

て、町長に申請するものとする。

- (1) 納税等状況調査の同意書（様式第2号）
- (2) 工事見積書
- (3) 設計図書
- (4) 現況写真
- (5) 完成予想図
- (6) その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による決定（以下「交付決定」という。）をするに当たって、条件を付することができる。

（補助事業の着手）

第10条 申請者は、交付決定後に補助事業に着手するものとする。

（計画変更等の承認申請及び決定）

第11条 第9条第1項の規定による通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、第8条の規定による申請の内容を変更しようとするとき又は当該補助事業を中止しようとするときは、速やかに、関係書類を添えて、追分エリアまち並み景観整備事業補助金（変更・中止）申請書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による提出があったときは、その内容を審査し、その結果を補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、当該補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、追分エリアまち並み景観整備事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 完成写真

（補助金の額の確定及び通知）

第13条 町長は、前条の規定による提出を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の実績が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、遅滞なく、その旨を補助事業者に通ずるものとする。

（交付決定の取消し）

第14条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段によって補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) 補助事業の実績が確認できないとき又は申請の内容と実績が相違しているとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、その旨を補助事業者に通ずるものとする。

（補助金の交付請求）

第15条 補助事業者は、第13条の規定による通知を受けたときは、追分エリアまち並み景観整備事業補助金交付請求書（様式第5号）により補助金の交付を請求するものとする。

（補助対象の適正管理）

第16条 補助事業の対象となった建築物等について権利を有する者は、当該建築物等の適正管理に努めなければならない。

（建築物等の保守期限）

第17条 補助事業の対象となった建築物等を保守すべき期間は、補助事業の完了年月日から建築物にあっては10年間とし、工作物等にあっては5年間とする。

（補助金の返還）

第18条 町長は、前条に規定する期間内において、当該建築物等の保守を怠ったと認めるときは、補助事業者に補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。